

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一編（略）</p> <p>第二編 保険会社等</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 保険業を営む株式会社及び相互会社</p> <p>第二節（略）</p> <p>第二節 相互会社</p> <p>第一款 機関等（第十九条の三 第二十三条の十三）</p> <p>第二款（略）</p> <p>第三款 財産の評価（第三十二条の三 第三十二条の九）</p> <p>第四款 貸借対照表の記載事項（第三十二条の十 第三十二条の十四）</p> <p>第五款 連結子会社等（第三十二条の十五・第三十二条の十六）</p> <p>第六款 相互会社における連結計算書類の監査等（第三十二条の十七 第三十二条の二十一）</p> <p>第七款 雑則（第三十三条 第三十五条）</p> <p>第三節（略）</p> <p>第三章（第十一章）（略）</p> <p>第三編・第四編（略）</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第一編（略）</p> <p>第二編 保険会社等</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 保険業を営む株式会社及び相互会社</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 相互会社</p> <p>第一款 機関等（第十九条の三 第二十三条の二）</p> <p>第二款（略）</p> <p>第二款の二 財産の評価（第三十二条の三 第三十二条の九）</p> <p>第二款の三 貸借対照表の記載事項（第三十二条の十 第三十二条の十四）</p> <p>第三款 雑則（第三十三条 第三十五条）</p> <p>第三節（略）</p> <p>第三章（第十一章）（略）</p> <p>第三編・第四編（略）</p> <p>附則</p>

<p>(免許申請書の添付書類)</p> <p>第六条 法第四条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一～六 (略)</p> <p>七 取締役及び監査役(委員会等設置会社及び法第五十二条の三第一項に規定する委員会等設置相互会社)(以下「委員会等設置相互会社」という。)にあつては、取締役及び執行役)の履歴書</p> <p>八～十一 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(取締役等の兼職の認可の申請等)</p> <p>第十四条の二 保険会社の常務に従事する取締役(委員会等設置会社及び委員会等設置相互会社)(以下「委員会等設置会社等」という。)にあつては、執行役。次項において同じ。)は、法第八条第二項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付し、当該保険会社を経由して金融庁長官に提出しなければならない。ただし、常務に従事しようとする他の会社が保険会社又は外国保険会社等である場合においては、第五号に掲げる書類を添付することを要しない。</p> <p>一～六 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(電磁的記録の規定の準用)</p> <p>第十九条の三 第二十二条の三の規定は、法第二十一条第一項におい</p>	<p>(免許申請書の添付書類)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>一～六 (略)</p> <p>七 取締役及び監査役(委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役)の履歴書</p> <p>八～十一 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(取締役等の兼職の認可の申請等)</p> <p>第十四条の二 保険会社の常務に従事する取締役(委員会等設置会社にあつては、執行役。次項において同じ。)は、法第八条第二項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付し、当該保険会社を経由して金融庁長官に提出しなければならない。ただし、常務に従事しようとする他の会社が保険会社又は外国保険会社等である場合においては、第五号に掲げる書類を添付することを要しない。</p> <p>一～六 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(電磁的記録の規定の準用)</p> <p>第十九条の三 第二十二条の三の規定は、法第二十一条第一項におい</p>
<p>(免許申請書の添付書類)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>一～六 (略)</p> <p>七 取締役及び監査役(委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役)の履歴書</p> <p>八～十一 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(取締役等の兼職の認可の申請等)</p> <p>第十四条の二 保険会社の常務に従事する取締役(委員会等設置会社にあつては、執行役。次項において同じ。)は、法第八条第二項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付し、当該保険会社を経由して金融庁長官に提出しなければならない。ただし、常務に従事しようとする他の会社が保険会社又は外国保険会社等である場合においては、第五号に掲げる書類を添付することを要しない。</p> <p>一～六 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(電磁的記録の規定の準用)</p> <p>第十九条の三 第二十二条の三の規定は、法第二十一条第一項におい</p>	<p>(免許申請書の添付書類)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>一～六 (略)</p> <p>七 取締役及び監査役(委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役)の履歴書</p> <p>八～十一 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(取締役等の兼職の認可の申請等)</p> <p>第十四条の二 保険会社の常務に従事する取締役(委員会等設置会社にあつては、執行役。次項において同じ。)は、法第八条第二項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付し、当該保険会社を経由して金融庁長官に提出しなければならない。ただし、常務に従事しようとする他の会社が保険会社又は外国保険会社等である場合においては、第五号に掲げる書類を添付することを要しない。</p> <p>一～六 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(電磁的記録の規定の準用)</p> <p>第十九条の三 第二十二条の三の規定は、法第二十一条第一項におい</p>

て商法第三十三条ノ二第一項（法第五十二条の三第二項において準用する商法特例法第二十一条の二十六第二項において準用する場合を含む。）の規定を準用する場合、法第二十二條第四項において商法第六十六條第三項において準用する同法第三十三條ノ二第一項の規定を準用する場合、法第四十一条及び第四十九條において商法第二百四十四條第四項（法第二十六條第四項及び第七十二條第三項（法第七十六條第五項において準用する場合を含む。）において準用する商法第八十條第三項において準用する場合並びに法第八十三條第一項において準用する商法第四百三十條第二項において準用する場合を含む。）において準用する同法第三十三條ノ二第一項の規定を準用する場合、法第五十一条第二項において商法第二百六十條ノ四第四項（法第五十二条の二第二項において準用する商法特例法第一条の四第三項、法第五十二条の三第二項において準用する商法特例法第二十一条の九第六項及び法第五十九條第一項において準用する商法特例法第十八條の三第二項において準用する場合を含む。）において準用する商法第三十三條ノ二第一項の規定を準用する場合、法第五十二条第三項（法第八十三條第一項において準用する場合を含む。）において商法第二百二十三條第二項において準用する同法第三十三條ノ二第一項の規定を準用する場合、法第六十一条第二項において商法第二百八十一条第二項において準用する同法第三十三條ノ二第一項の規定を準用する場合、法第六十一条第二項において商法第二百三十七條第二項及び第三百三十九條第四項において準用する同法第三十三條ノ二第一項の規定を準用する場合並びに法第八十三條第一項において商法第四百十九條第二項において準用する同法第三十三條ノ二第一項の規定を準用する場合について準用する。

て商法第三十三条ノ二第一項の規定を準用する場合、法第二十二條第四項において商法第六十六條第三項において準用する同法第三十三條ノ二第一項の規定を準用する場合、法第四十一条及び第四十九條において商法第二百四十四條第四項（法第二十六條第四項及び第七十二條第三項（法第七十六條第五項において準用する場合を含む。）において準用する商法第八十條第三項において準用する場合並びに法第八十三條第一項において準用する商法第四百三十條第二項において準用する場合を含む。）において準用する同法第三十三條ノ二第一項の規定を準用する場合、法第五十一条第二項において商法第二百六十條ノ四第四項（法第五十九條第一項において準用する商法特例法第十八條の三第二項において準用する場合を含む。）において準用する商法第三十三條ノ二第一項の規定を準用する場合、法第五十二条第三項（法第八十三條第一項において準用する場合を含む。）において商法第二百二十三條第二項において準用する同法第三十三條ノ二第一項の規定を準用する場合、法第六十一条第二項において商法第二百八十一条第二項において準用する同法第三十三條ノ二第一項の規定を準用する場合、法第六十一条第二項において商法第二百三十七條第二項及び第三百三十九條第四項において準用する同法第三十三條ノ二第一項の規定を準用する場合並びに法第八十三條第一項において商法第四百十九條第二項において準用する同法第三十三條ノ二第一項の規定を準用する場合について準用する。

(署名に代わる措置)

第十九条の四 (略)

2 前項の規定は、法第二十二條第四項において商法第百六十六條第三項において準用する同法第三十三條ノ二第二項の規定を準用する場合、法第二十三條第四項(法第七十七條第三項において準用する場合を含む。)、第二十五條第三項、第六十條第四項及び第九十二條の二第二項において商法第百七十五條第八項(法第六十一條第二項において準用する商法第三百一條第五項において準用する場合を含む。))において準用する同法第三十三條ノ二第二項の規定を準用する場合、法第四十一條及び第四十九條において商法第二百四十四條第四項(法第二十六條第四項及び第七十三條第三項(法第七十六條第五項において準用する場合を含む。))において準用する商法第百八十条第三項において準用する場合並びに法第百八十三條第一項において準用する商法第四百三十條第二項において準用する場合を含む。))において準用する同法第三十三條ノ二第二項の規定を準用する場合、法第五十一條第二項において商法第二百六十條ノ四第四項(法第五十二條の二第二項において準用する商法特例法第一条の四第三項、法第五十二條の三第二項において準用する商法特例法第二十一条の九第六項及び法第五十九條第一項において準用する商法特例法第十八條の三第二項において準用する場合を含む。))において準用する商法第三十三條ノ二第二項の規定を準用する場合並びに法第六十一条第二項において商法第三百二十九條第四項において準用する同法第三十三條ノ二第二項の規定を準用する場合について準用する。

(署名に代わる措置)

第十九条の四 (略)

2 前項の規定は、法第二十二條第四項において商法第百六十六條第三項において準用する同法第三十三條ノ二第二項の規定を準用する場合、法第二十三條第四項(法第七十七條第三項において準用する場合を含む。)、第二十五條第三項、第六十條第四項及び第九十二條の二第二項において商法第百七十五條第八項(法第六十一條第二項において準用する商法第三百一條第五項において準用する場合を含む。))において準用する同法第三十三條ノ二第二項の規定を準用する場合、法第四十一條及び第四十九條において商法第二百四十四條第四項(法第二十六條第四項及び第七十三條第三項(法第七十六條第五項において準用する場合を含む。))において準用する商法第百八十条第三項において準用する場合並びに法第百八十三條第一項において準用する商法第四百三十條第二項において準用する場合を含む。))において準用する同法第三十三條ノ二第二項の規定を準用する場合、法第五十一條第二項において商法第二百六十條ノ四第四項(法第五十九條第一項において準用する商法特例法第十八條の三第二項において準用する場合を含む。))において準用する商法第三十三條ノ二第二項の規定を準用する場合並びに法第六十一條第二項において商法第三百二十九條第四項において準用する同法第三十三條ノ二第二項の規定を準用する場合について準用する。

(承諾手続の際に示すべき電磁的方法の種類及び内容)

第十九条の五 令第四条の二第一項(令第四条の四、第五条の六第一項、第五条の七第一項、第十条の三第一項及び第十二条の二第一項において準用する場合を含む。)、第四条の六第一項(令第五条の二第二項、第五条の二の三第三項、第五条の十第一項及び第三項、第九条の二第一項並びに第十条の二第二項において準用する場合を含む。)、第四条の七第一項(令第四条の十一、第五条の二第一項及び第三項、第五条の二の三第二項及び第四項、第五条の二の五、第五条の四、第五条の四の三、第五条の四の五、第五条の五、第五条の八第二項、第五条の十第二項及び第五項、第九条の二第二項、第十条の二第三項、第十六条の二、第十七条の五第二項並びに第十八条の二第一項及び第三項において準用する場合を含む。)、第四条の八第一項(令第五条の二第四項、第五条の二の三第一項、第五条の十第四項、第九条の二第三項並びに第十条の二第一項において準用する場合を含む。)、第四条の九第一項(令第五条の二第五項、第五条の二の三第五項、第九条の二第四項並びに第十条の二第四項において準用する場合を含む。)、第四条の十第一項(令第五条の二第六項、第五条の二の三第六項、第九条の二第五項並びに第十条の二第五項において準用する場合を含む。)、第四条の十二第一項(令第五条の八第一項及び第十七条の五第一項において準用する場合を含む。)、第五条の三第一項(令第五条の四の二及び第十八条の二第二項において準用する場合を含む。)及び第五条の九第一項により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

(承諾手続の際に示すべき電磁的方法の種類及び内容)

第十九条の五 令第四条の二第一項(令第四条の四、第五条の四第二項、第五条の六、第十条の二第六項及び第十二条の二において準用する場合を含む。)、第四条の六第一項(令第五条の二第二項、第五条の二の三第三項、第五条の十第一項及び第三項、第九条の二第一項並びに第十条の二第二項において準用する場合を含む。)、第四条の七第一項(令第四条の十一、第五条の二第一項及び第三項、第五条の二の三第二項及び第四項、第五条の二の五、第五条の四第一項、第五条の八第二項、第五条の十第二項及び第五項、第九条の二第二項、第十条の二第三項、第十六条の二、第十七条の四第二項並びに第十八条の二第一項及び第三項において準用する場合を含む。)、第四条の八第一項(令第五条の二第四項、第五条の二の三第一項、第五条の十第四項、第九条の二第三項並びに第十条の二第一項において準用する場合を含む。)、第四条の九第一項(令第五条の二第五項、第五条の二の三第五項、第九条の二第四項並びに第十条の二第四項において準用する場合を含む。)、第四条の十第一項(令第五条の二第六項、第五条の二の三第六項、第九条の二第五項並びに第十条の二第五項において準用する場合を含む。)、第四条の十二第一項(令第五条の八第一項及び第十七条の四第一項において準用する場合を含む。)、第五条の三第一項(令第十八条の二第二項において準用する場合を含む。)及び第五条の九第一項により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

(承諾手続の際に示すべき電磁的記録の種類及び内容)

第十九条の六 令第四条の三第一項(令第四条の五、第五条の六第二項、第五条の七第二項、第十条の三第二項及び第十二条の二第二項において準用する場合を含む。)により示すべき電磁的記録の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

(電磁的記録に記録された情報の内容を表示する方法の規定の準用)

第十九条の七 (略)

2 第三十六条の三の規定は、法第四十一条、第四十九条及び第六百八条第八項において商法第二百四十四条第六項(法第二十六条第四項及び第七十三条第三項(法第七十六条第五項において準用する場合を含む。))において準用する商法第八十条第三項において準用する場合並びに法第八十三条第一項において準用する商法第四百三十条第二項において準用する場合を含む。)において準用する同法第二百六十三条第三項第二号の規定を準用する場合、法第四十一条において商法第二百五十三條第二項において準用する同法第二百六十三条第三項第二号の規定を準用する場合並びに法第五十二条第三項(法第八十三条第一項において準用する場合を含む。))において商法第二百六十三条第三項第二号の規定を準用する場合について準用する。

3 第三十六条の三の規定は、法第五十一条第二項及び第六百八条第八項において商法第二百六十条ノ四第六項第二号の規定を準用する場合、法第五十二条の二第二項において商法特例法第一条の四第三項

(承諾手続の際に示すべき電磁的記録の種類及び内容)

第十九条の六 令第四条の三第一項(令第四条の五、第五条の五、第五条の七、第十条の三及び第十二条の三において準用する場合を含む。)により示すべき電磁的記録の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

(電磁的記録に記録された情報の内容を表示する方法の規定の準用)

第十九条の七 (略)

2 第三十六条の三の規定は、法第四十一条、第四十九条及び第六百八条第八項において商法第二百四十四条第六項(法第二十六条第四項及び第七十三条第三項(法第七十六条第五項において準用する場合を含む。))において準用する商法第八十条第三項において準用する場合並びに法第八十三条第一項において準用する商法第四百三十条第二項において準用する場合を含む。)において準用する同法第二百六十三条第三項第二号の規定を準用する場合並びに法第五十二条第三項(法第八十三条第一項において準用する場合を含む。))において商法第二百六十三条第三項第二号の規定を準用する場合について準用する。

3 第三十六条の三の規定は、法第五十一条第二項及び第六百八条第八項において商法第二百六十条ノ四第六項第二号の規定を準用する場合並びに法第五十九条第一項において商法特例法第十八条の三第二

<p>において準用する法第五十一条第二項において準用する商法第二百六十条ノ四第六項第二号の規定を準用する場合、法第五十二条の三第二項において商法特例法第二十一条の九第六項において準用する法第五十一条第二項において準用する商法第二百六十条ノ四第六項第二号の規定を準用する場合並びに法第五十九条第一項において商法特例法第十八条の三第二項において準用する法第五十一条第二項において準用する商法第二百六十条ノ四第六項第二号の規定を準用する。</p>	<p>項において準用する商法第二百六十条ノ四第六項第二号の規定を準用する場合について準用する。</p>
<p>4 (略)</p> <p>5 第三十六条の三の規定は、法第五十二条の二第二項において商法特例法第一条の四第二項第二号の規定を準用する場合について準用する。</p>	<p>4 (略)</p> <p>(新設)</p>
<p>6 第三十六条の三の規定は、法第五十二条の三第二項において商法特例法第二十一条の九第五項第二号の規定を準用する場合について準用する。</p>	<p>(新設)</p>
<p>7 (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>9 (略)</p>	<p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 (略)</p>
<p>(貸借対照表等の情報の提供を電磁的方法により受けるために必要な事項)</p> <p>第十九条の九 次の各号に掲げる規定に規定する内閣府令で定める事項は、それぞれ当該各号に定める規定に規定する措置を執るために使用する自動公衆送信装置(著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第一条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。</p>	<p>(貸借対照表等の情報の提供を電磁的方法により受けるために必要な事項)</p> <p>第十九条の九 法第二十七条第一項第七号(法第百八十三条第一項において準用する商法第四百三十条第三項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める事項は、法第五十九条第一項において準用する商法特例法第十六条第三項に規定する措置を執るため</p>

第三十二条の二第一項において同じ。)のうち当該措置を執るための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによって当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができるものとする。

一 法第二十七条第二項第七号 法第五十九条第一項において準用する商法特例法第十六条第三項

二 法第五十二条の三第二項において準用する商法特例法第二十一条の三十一第四項において読み替えて適用する法第二十七条第二項第七号 法第五十二条の三第二項において準用する商法特例法第二十一条の三十一第三項において準用する法第五十九条第一項において準用する商法特例法第十六条第三項

三 法第八十三条第一項において準用する商法第四百三十条第三項において準用する法第二十七条第二項第七号 法第八十三条第一項において準用する商法第四百三十条第二項において準用する同法第二百八十三条第五項

四 法第九十三条において準用する商法第四百八十三条ノ二第二項において準用する同法第八十八条第二項第十号 法第九十三条において準用する商法第四百八十三条ノ二第二項において準用する同法第二百八十三条第五項

五 法第二百十三条第一項において準用する商法第四百八十五条第二項において準用する同法第四百三十条第三項において準用する同法第八十八条第二項第十号 法第二百十三条第一項において準用する商法第四百八十五条第二項において準用する同法第四百

に使用する自動公衆送信装置(著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。第三十二条の二第一項において同じ。)のうち当該措置を執るための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによって当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができるものとする。

三十条第二項において準用する同法第二百八十三条第五項

(削除)

(委員会等設置相互会社の監査委員会の職務の遂行のために必要な事項)

第二十三条の三 法第五十二条の三第二項において準用する商法特例法第二十一条の七第一項第二号(取締役会の権限等)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 監査委員会(法第五十二条の三第二項において準用する商法特例法第二十一条の五第一項第二号に規定する監査委員会をいう。以下この款において同じ。)の職務を補助すべき使用人に関する事項

二 前号の使用人の執行役からの独立性の確保に関する事項

三 執行役及び使用人が監査委員会に報告すべき事項その他の監査委員会に対する報告に関する事項

四 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

(電磁的記録に記録された情報の内容を表示する方法)

第二十條の二 第三十六條の三の規定は、法第四十一条において商法第二百四十四条第六項において準用する同法第二百六十三条第三項の規定を準用する場合について準用する。

2| 第三十六條の三の規定は、法第四十一条において商法第二百五十三條第二項において準用する同法第二百六十三條第三項の規定を準用する場合及び法第四十九條において商法第二百四十四條第六項において準用する同法第二百六十三條第三項の規定を準用する場合について準用する。

(新設)

- 五 損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する事項
- 六 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ、効率的に行われることを確保するための体制に関するその他の事項

(委員会等設置相互会社の貸借対照表等の様式)

第二十三条の四 法第五十二条の三第二項において準用する商法特例法第二十一条の二十六第一項(計算書類の作成等)の委員会等設置相互会社の貸借対照表、損益計算書、事業報告書及び附属明細書は、それぞれ別紙様式第十二号(特定取引勘定設置会社にあつては、別紙様式第十二号の二)第四、第五、第一及び第二に準じて作成しなければならぬ。

(委員会等設置相互会社の監査報告書等の様式)

第二十三条の五 法第五十二条の三第二項において準用する商法特例法第二十一条の二十八第一項(会計監査人の監査報告書)に規定する会計監査人の監査報告書は、別紙様式第九号の二により作成しなければならぬ。

2 法第五十二条の三第二項において準用する商法特例法第二十一条の二十九第一項(監査委員会の監査報告書)に規定する監査委員会の監査報告書は、別紙様式第十号の二により作成しなければならぬ。

3 法第五十二条の三第二項において準用する商法特例法第二十一条の三十一(定時総会における計算書類の取扱い等)において準用する法第五十九条第一項において準用する商法特例法第十六条第二項本文(公告すべき貸借対照表等の要旨)に規定する委員会等設置

(新設)

(新設)

相互会社が公告しなければならぬ貸借対照表及び損益計算書の要旨は、別紙様式第十一号の三（特定取引勘定設置会社にあつては、別紙様式第十一号の四）により作成しなければならない。

（委員会等設置相互会社の計算書類等の取締役への提供）

第二十三条の六 法第五十二条の三第二項において準用する商法特例法第二十一条の三十第一項（計算書類の取締役への提供等）に規定する情報は、法第五十二条の三第二項において準用する商法特例法第二十一条の二十九第一項（監査委員会の監査報告書）の規定による提出後速やかに、次に掲げる方法のいずれかにより、各取締役（監査委員）（法第五十二条の三第二項において準用する商法特例法第二十一条の八第七項に規定する監査委員をいう。以下この款において同じ。）を除く。以下この条において同じ。）に提供しなければならない。この場合において、第二号又は第三号に掲げる方法によりその提供をしたときは、取締役の請求があつた場合には、当該情報が記載されている書面の写しをその取締役に交付しなければならない。

- 一 当該情報が記載されている書面の写しの交付
- 二 前号の書面のファクシミリを利用してする送信
- 三 当該情報の電磁的方法による提供

（監査の方法等）

第二十三条の七 法第五十二条の三第二項において準用する商法特例法第二十一条の三十二第二項（連結計算書類）の規定により受けらるべき監査、同条第三項の規定により受けらるべき取締役会の承認及び

（新設）

（新設）

同条第四項の規定による監査の結果の報告は、次条から第二十三条の十三までの規定の定めるところによる。

(連結計算書類の提出期限)

第二十三条の八 法第五十二条の三第二項において準用する商法特例法第二十一条の二十六第一項(計算書類の作成等)の執行役(以下この款において「指定執行役」という。)は、定時社員総会(総代会を設けているときは、定時総代会。以下この款において同じ。)の会日の六週間前までに、連結計算書類(法第五十九条第一項において準用する商法特例法第十九条の二第一項に規定する連結計算書類をいう。以下この款において同じ。)を、監査委員会及び会計監査人に提出しなければならない。

2 | 商法特例法第二十一条の二十七第三項及び第四項(計算書類の提出期限等)の規定は、前項の規定による連結計算書類の提出について準用する。

(会計監査人の監査報告書)

第二十三条の九 会計監査人は、前条第一項の規定により連結計算書類を受領した日から四週間以内に、監査報告書を監査委員会及び指定執行役に提出しなければならない。

2 | 前項の監査報告書には、第三十二条の十九第二項各号に掲げる事項を記載しなければならない。

3 | 監査委員は、会計監査人に対して、第一項の監査報告書につき説明を求めることができる。

4 | 第三十二条の十九第四項及び第五項並びに商法第二百八十一条第

(新設)

(新設)

三項（計算書類及びその附属明細書の作成）の規定は第一項の監査報告書の作成について、商法特例法第二十一条の第二十七第三項及び第四項（計算書類の提出期限等）の規定は第一項の監査報告書の提出について、それぞれ準用する。この場合において、商法第二百八十一条第三項中「取締役」とあり、並びに商法特例法第二十一条の第二十七第三項中「第一項の執行役」及び「当該執行役」とあるのは「会計監査人」と、同条第四項中「会計監査人」とあるのは「保険業法第五十二条の第三第二項において準用する第二十一条の二十六第一項の執行役」と、「第一項の執行役」とあるのは「会計監査人」と読み替えるものとする。

（監査委員会の監査報告書）

第二十三条の十 監査委員会は、前条第一項の監査報告書を受領した日から一週間以内に、監査報告書を作成した上、これを指定執行役に提出し、かつ、その謄本を会計監査人に交付しなければならない。

2 第三十二条の二十第三項の規定は前項の規定により監査委員会が作成すべき監査報告書について、第三十二条の十九第四項及び第五項並びに商法第二百八十一条第三項（計算書類及びその附属明細書の作成）の規定は当該監査報告書の作成について、商法特例法第二十一条の第二十七第三項及び第四項（計算書類の提出期限等）の規定は当該監査報告書の提出又はその謄本の交付について、それぞれ準用する。この場合において、第三十二条の二十第三項前段中「第一項の規定による監査役の報告に基づき、次に」とあるのは「次に」と、同項後段中「監査役」とあるのは「監査委員」と、同項第二号中「監査役」とあるのは「監査委員会」と、同項第三号中「法第五

（新設）

十三条第二項において準用する商法第二百七十四条ノ三第一項（監査役による子会社の調査等）又は法第五十九条第一項において準用する商法特例法第十九条の三第一項（監査役による連結子会社の調査等）」とあるのは「法第五十二条の三第二項において準用する商法特例法第二十一条の十第二項（監査委員会による監査の方法等）」と、商法第二百八十一条第三項中「取締役」とあり、並びに商法特例法第二十一条の二十七第三項中「第一項の執行役」及び「当該執行役」とあるのは「監査委員会」と、同条第四項中「監査委員会」とあるのは「法第五十二条の三第二項において準用する第二十一条の二十六第一項の執行役」と、「第一項の執行役」とあるのは「監査委員会」と読み替えるものとする。

（期限についての合意）

第二十三条の十一 第二十三条の八第一項、第二十三条の九第一項及び前条第一項の規定にかかわらず、指定執行役、監査委員会及び会計監査人は、次に掲げる期限についての合意をすることができる。

- 一 指定執行役が連結計算書類を監査委員会及び会計監査人に提出すべき期限
- 二 会計監査人が第二十三条の九第一項の監査報告書を監査委員会及び指定執行役に提出すべき期限
- 三 監査委員会が前条第一項の規定により作成すべき監査報告書を指定執行役に提出し、かつ、その謄本を会計監査人に交付すべき期限

（連結計算書類の承認に関する取締役会）

（新設）

第二十三条の十二 連結計算書類の承認を会議の目的とする取締役会は、次項の規定による提供がされる前には、開催することができない。

2 監査委員会は、連結計算書類、第二十三条の九第一項の監査報告書及び第二十三条の十第一項の規定により監査委員会が作成した監査報告書に記載されている情報を、同項の規定による提出後速やかに、第二十三条の六各号に掲げる方法のいずれかにより、各取締役（監査委員を除く。）に提供しなければならない。この場合においては、同条後段の規定を準用する。

（監査結果の報告）

第二十三条の十三 委員会等設置相互会社の定時社員総会においては、第二十三条の九第二項の事項及び第二十三条の十第二項において準用する第三十一条の二十第三項各号に掲げる事項についての監査報告書の概要を報告しなければならない。

（貸借対照表等の情報を電磁的方法により提供する措置を行うための電磁的方法）

第三十二条の二 法第五十九条第一項において準用する商法特例法第十六条第三項（法第五十二条の三第二項において準用する商法特例法第二十一条の三十一第三項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める電磁的方法は、第二十一条の二第一項第一号に掲げる方法のうち、相互会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使

（新設）

（新設）

（貸借対照表等の情報を電磁的方法により提供する措置を行うための電磁的方法）

第三十二条の二 法第五十九条第一項において準用する商法特例法第十六条第三項に規定する内閣府令で定める電磁的方法は、第二十一条の二第一項第一号に掲げる方法のうち、相互会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法であって、インターネットに接続された自動

<p>用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法であつて、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第三款 財産の評価</p> <p>第四款 貸借対照表の記載事項</p> <p>第五款 連結子会社等</p> <p>(連結子会社)</p> <p>第三十二条の十五 法第五十九条第一項において準用する商法特例法第一条の二第四項に規定する内閣府令で定める会社その他の団体は、同項の相互会社の子法人等(令第二条の三第二項に規定する子法人等をいう。)(のうち子会社以外のものをいう。)</p> <p>(連結計算書類)</p> <p>第三十二条の十六 法第五十九条第一項において準用する商法特例法第十九条の二第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 連結貸借対照表</p> <p>二 連結損益計算書</p> <p>2 前項各号に規定する連結貸借対照表及び連結損益計算書類は、それぞれ別紙様式第十二号の三第一の二及び三に準じて作成しなけ</p>	<p>公衆送信装置を使用するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第二款の二 財産の評価</p> <p>第二款の三 貸借対照表の記載事項</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

ればならない。

第六款 相互会社における連結計算書類の監査等

(監査の方法等)

第三十二条の十七 法第五十九条第一項において準用する商法特例法第十九条の二第三項の規定により受けるべき監査及び同条第四項の規定による監査の結果の報告は、この款の定めるところによる。

(新設)

(連結計算書類の提出期限)

第三十二条の十八 取締役は、定時社員総会(総代会を設けているときは、定時総代会。以下この款において同じ。)の会日の六週間前までに、連結計算書類(法第五十九条第一項において準用する商法特例法第十九条の二第一項に規定する連結計算書類をいう。以下この款において同じ。)を監査役会及び会計監査人に提出しなければならない。

(新設)

2 商法第二百八十一条ノ二第三項及び第四項(計算書類等の監査役への提出時期)の規定は、前項の規定による連結計算書類の提出について準用する。この場合において、同法第二百八十一条ノ二第四項中「監査役」とあるのは、「監査役会又ハ会計監査人」と読み替えるものとする。

(会計監査人の監査報告書)

第三十二条の十九 会計監査人は、前条第一項の規定により連結計算書類を受領した日から四週間以内に、監査報告書を監査役会及び取

(新設)

(新設)

締役に提出しなければならない。

2| 前項の監査報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
い。

一 監査の方法の概要

二 連結計算書類が法令及び定款に従い連結計算書類作成相互会社（第三十二条の十六第一項に規定するものを作成すべき相互会社をいう。以下この款において同じ。）及びその子法人等（令第二条の三第二項に規定する子法人等をいう。以下この款において同じ。）から成る企業集団の財産及び損益の状態を正しく示しているときは、その旨

三 連結計算書類が法令又は定款に違反し連結計算書類作成相互会社及びその子法人等から成る企業集団の財産及び損益の状態を正しく示していないときは、その旨及び事由

四 連結計算書類の作成に関する会計方針の変更が相当であるかどうか、及びその理由

五 法第五十九条第一項において準用する商法特例法第七条第三項（会計監査人の権限等）の規定により子会社若しくは連結子会社（法第五十九条第一項において準用する商法特例法第一条の二第四項に規定する連結子会社をいう。以下この款において同じ。）に対して会計に関する報告を求め、又は子会社若しくは連結子会社の業務及び財産の状況を調査したときは、その方法及び結果（連結計算書類に関するものに限る。）

六 監査のために必要な調査をすることができなかったときは、その旨及び理由

七 連結会社（連結計算書類作成相互会社及び連結の範囲に含めら

れる子法人等をいう。次条において同じ。）並びに持分法（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第二条第八号に規定する方法をいう。次条において同じ。）が適用される非連結子法人等（連結の範囲から除かれる子法人等をいう。次条において同じ。）及び関連会社（財務諸表等規則第八条第五項に規定する関連会社をいう。次条において同じ。）の翌連結会計年度（第三十二条の十六第一項各号に規定する連結貸借対照表及び連結損益計算書の作成に係る期間をいう。次条において同じ。）以降の財産及び損益の状態に重要な影響を及ぼす事実であつて連結決算期後に生じたものについて、連結貸借対照表又は連結損益計算書に注記（事業報告書への記載を含む。）があるときはその旨、連結計算書類作成相互会社又はその子法人等の取締役、執行役その他業務を執行する役員から報告があつたときはその事実

3| 監査役は、会計監査人に対して、第一項の監査報告書につき説明を求めることができる。

4| 第一項の監査報告書には、その記載すべき事項ごとに監査の方法及び結果を正確に示すよう明瞭に記載しなければならない。

5| 監査の方法の概要は、監査の信頼性を正確に判断することができるように記載しなければならない。

6| 商法第二百八十一条第三項（計算書類及びその附属明細書の作成）の規定は第一項の監査報告書の作成について、同法第二百八十一条ノ二第三項及び第四項（計算書類等の監査役への提出時期）の規定は第一項の監査報告書の提出について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百八十一条第三項並びに第二百八十一条ノ二第三項及び第四項中「取締役」とあるのは「会計監査人」と、同項

中「監査役」とあるのは「監査役会又ハ取締役」と読み替えるものとする。

(監査役会の監査報告書)

第三十一条の二十 監査役は、前条第一項の監査報告書の調査その他の監査(連結計算書類に関するものに限る。)を終えたときは、監査役会に対し、第三項各号に掲げる事項について報告しなければならない。

2 監査役会は、前条第一項の監査報告書を受領した日から一週間以内に、監査報告書を作成した上、これを取締役に提出し、かつ、その謄本を会計監査人に交付しなければならない。

3 前項の規定により監査役会が作成すべき監査報告書には、第一項の規定による監査役の報告に基づき、次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合において、監査役は、当該監査報告書に自己の意見を付記することができる。

一 会計監査人の連結計算書類についての監査の方法及び結果を相当であると認めるときは、その旨

二 会計監査人の連結計算書類についての監査の方法又は結果を相当でないと認めるときは、その旨及び理由並びに監査役の監査の方法の概要又は結果

三 法第五十三条第二項において準用する商法第二百七十四条ノ三第一項(監査役による子会社の調査等)又は法第五十九条第一項において準用する商法特例法第十九条の三第一項(監査役による連結子会社の調査等)の規定により子会社若しくは連結子会社に対して会計に関する報告を求め、又は子会社若しくは連結子会社

(新設)

の業務及び財産の状況を調査したときは、その方法及び結果（連結計算書類に関するものに限る。）

四 監査のために必要な調査をすることができなかつたときは、その旨及び理由

五 連結会社並びに持分法が適用される非連結子法人等及び関連会社の翌連結会計年度以降の財産及び損益の状態に重要な影響を及ぼす事実であつて連結決算期後に生じたものについて連結計算書類作成相互会社又はその子法人等の取締役、執行役その他業務を執行する役員から報告があつたときは、その事実（前条第一項の監査報告書に記載があるものを除く。）

4 前条第四項及び第五項並びに商法第二百八十一条第三項（計算書類及びその附属明細書の作成）の規定は前項の監査報告書の作成について、同法第二百八十一条ノ二第三項及び第四項（計算書類等の監査役への提出時期）の規定は第三項の監査報告書の提出又はその謄本の交付について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百八十一条第三項並びに第二百八十一条ノ二第三項及び第四項中「取締役」とあるのは「監査役会」と、同項中「監査役」とあるのは「取締役又は八会計監査人」と読み替えるものとする。

（期限についての合意）

第三十二条の二十一 第三十二条の十八第一項、第三十二条の十九第一項及び前条第二項の規定にかかわらず、取締役、監査役会及び会計監査人は、次に掲げる期限についての合意をすることができる。

一 取締役が連結計算書類を監査役会及び会計監査人に提出すべき期限

（新設）

二 会計監査人が第三十二条の十九第一項の監査報告書を監査役会及び取締役提出すべき期限

三 監査役会が前条第二項の監査報告書を取締役に提出し、かつ、その謄本を会計監査人に交付すべき期限

(監査結果の報告)

第三十二条の二十二 相互会社の定時社員総会においては、第三十二条の十九第二項各号に掲げる事項及び第三十二条の二十第三項各号に掲げる事項についての監査報告書の概要を報告しなければならない。

(株式会社から相互会社への組織変更の認可の申請)

第四十一条 保険業を営む株式会社は、法第七十九条第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 一〇 (略)

十二 相互会社の取締役及び監査役(委員会等設置相互会社にあつては、取締役及び執行役)となるべき者が就任を承諾したことを証する書面並びにこれらの者の履歴書

十三 一七 (略)

(相互会社から株式会社への組織変更の認可の申請)

第四十六条 相互会社は、法第九十三条第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

(新設)

(株式会社から相互会社への組織変更の認可の申請)

第四十一条 保険業を営む株式会社は、法第七十九条第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 一〇 (略)

十二 相互会社の取締役及び監査役となるべき者が就任を承諾したことを証する書面並びにこれらの者の履歴書

十三 一七 (略)

(相互会社から株式会社への組織変更の認可の申請)

第四十六条 相互会社は、法第九十三条第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一〇十一 (略)

十二 法第九十二条の二の規定により組織変更に際して株式を発行することとしたときは、次に掲げる書面

イ二 (略)

十三 (略)

(法第九十七条の二第一項に規定する資産の運用額の制限)

第四十八条 法第九十七条の二第一項に規定する内閣府令で定める資産は、総資産(特別勘定又は積立勘定(第二十六条第一項(第六十三条において準用する場合を含む。))の規定により設ける勘定をいう。以下この条及び第四十八条の三において同じ。))を設ける場合においては、当該特別勘定又は積立勘定に属するものとして経理された資産を除く。以下この条、第四十八条の三及び第四十八条の五において同じ。))のうち次に掲げる資産とする。

一 国内株式(保険金、返戻金その他の給付金(以下この条、第五十三条、第五十九条の二、第五十九条の三、第四百十条及び第四百十条の十の二において「保険金等」という。))の額を外国通貨をもって表示する保険契約に係る資産(他の資産と経理が区分されているものに限る。以下この条及び第四百十条において同じ。))
にあつては、当該資産のうち当該外国通貨をもって表示する株式(前条第六号の二に掲げる出資を含む。)

二 (略)

三 外貨建資産(保険金等の額を外国通貨をもって表示する保険契約に係る資産にあつては、当該資産のうち当該外国通貨以外の通貨建資産)(先物外国為替取引に係る契約等により円換算額(保

一〇十一 (略)

十二 法第九十二条の二の規定により組織変更に際して株式を発行したときは、次に掲げる書面

イ二 (略)

十三 (略)

(法第九十七条の二第一項に規定する資産の運用額の制限)

第四十八条 法第九十七条の二第一項に規定する内閣府令で定める資産は、総資産(特別勘定又は積立勘定(第二十六条第一項(第六十三条において準用する場合を含む。))の規定により設ける勘定をいう。以下この条及び第四十八条の三において同じ。))を設ける場合においては、当該特別勘定又は積立勘定に属するものとして経理された資産を除く。以下この条、第四十八条の三及び第四十八条の五において同じ。))のうち次に掲げる資産とする。

一 国内株式(前条第六号の二に掲げる出資を含む。)

二 (略)

三 外貨建資産(先物外国為替取引に係る契約等により円換算額が確定しているものを除く。)

險金等の額を外国通貨をもって表示する保険契約に係る資産にあつては、当該外国通貨換算額が確定しているものを除く。）

四・五（略）

2（略）

3 前二項の規定にかかわらず、積立勘定を設ける場合においては、当該積立勘定に属するものとして経理された資産（以下この条及び第四十八条の三において「積立勘定資産」という。）のうち、次の各号に掲げる資産にあつては、積立勘定資産の総額（その他有価証券にあつては、貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を上回る場合には帳簿価額の合計額とする。第四十八条の三第二項において同じ。）にそれぞれ当該各号に定める割合（金融庁長官が定める資産にあつては、金融庁長官が定める割合）を乗じて計算した額とする。ただし、金融庁長官の承認を受けた場合は、この限りでない。

一 国内株式（保険金等の額を外国通貨をもって表示する保険契約に係る積立勘定資産にあつては、当該資産のうち当該外国通貨をもって表示する株式）（前条第六号の二に掲げる出資を含む。）
百分の三十

二 外貨建資産（保険金等の額を外国通貨をもって表示する保険契約に係る積立勘定資産にあつては、当該資産のうち当該外国通貨以外の通貨建資産）（先物外国為替取引に係る契約等により円換算額（保険金等の額を外国通貨をもって表示する保険契約に係る積立勘定資産にあつては、当該外国通貨換算額）が確定しているものを除く。）
百分の三十

四・五（略）

2（略）

3 前二項の規定にかかわらず、積立勘定を設ける場合においては、当該積立勘定に属するものとして経理された資産（以下この条及び第四十八条の三において「積立勘定資産」という。）のうち、次の各号に掲げる資産にあつては、積立勘定資産の総額（その他有価証券にあつては、貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を上回る場合には帳簿価額の合計額とする。第四十八条の三第二項において同じ。）にそれぞれ当該各号に定める割合（金融庁長官が定める資産にあつては、金融庁長官が定める割合）を乗じて計算した額とする。ただし、金融庁長官の承認を受けた場合は、この限りでない。

一 国内株式（保険金、返戻金その他の給付金（以下この条、第五十三条、第五十九条の二、第五十九条の三、第四百十条及び第二百十条の十の二において「保険金等」という。）の額を外国通貨をもって表示する保険契約に係る積立勘定資産にあつては、当該資産のうち当該外国通貨をもって表示する株式）
百分の三十

二 外貨建資産（保険金等の額を外国通貨をもって表示する保険契約に係る積立勘定資産にあつては、当該資産のうち当該外国通貨以外の通貨建資産）
百分の三十

<p style="text-align: right;">4・5 (略)</p> <p>(業務の代理又は事務の代行)</p> <p>第五十一条 法第九十八条第一項第一号に規定する内閣府令で定める業務の代理又は事務の代行は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 他^イの保険会社(外国保険業者を含む。)(の次に掲げる事務の代行その他の保険業に係る事務の代行</p> <p>イ 保険の引受けその他の業務に係る書類等の作成及び授受等</p> <p>ロ 保険料の収納事務及び保険金等の支払事務</p> <p>ハ 保険事故その他の保険契約に係る事項の調査</p> <p>ニ 保険募集を行う者の教育及び管理</p> <p>二 他^イの保険会社(外国保険業者を含む。)(の保険契約の締結の代理(媒介を含む。)、損害査定^イの代理その他の保険業に係る業務の代理であつて、保険会社が行うことが保険契約者等の利便の増進等の観点から合理的であるもの</p> <p>三 他^イの保険会社(外国保険業者を含む。)(その他金融業を行う者の資金の貸付けの代理又は資金の貸付けに係る事務の代行</p> <p>四 投資顧問業者の投資顧問業及び投資一任契約に係る業務に関する書面又は報告書の授受の事務の代行</p> <p>(業務の代理又は事務の代行の認可の申請等)</p> <p>第五十一条の二 保険会社は、法第九十八条第二項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>一 理由書</p>	<p style="text-align: right;">4・5 (略)</p> <p>(業務の代理又は事務の代行)</p> <p>第五十一条 法第九十八条第一項第一号に規定する内閣府令で定める業務の代理又は事務の代行は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 次に掲げる事務の代行その他の保険業に係る事務の代行</p> <p>イ 保険の引受けその他の業務に係る書類等の作成及び授受等</p> <p>ロ 保険料の収納事務及び保険金等の支払事務</p> <p>ハ 保険事故その他の保険契約に係る事項の調査</p> <p>ニ 保険募集を行う者の教育及び管理</p> <p>二 保険契約の締結の代理(媒介を含む。)、損害査定^イの代理その他の保険業に係る業務の代理であつて、保険会社が行うことが保険契約者等の利便の増進等の観点から合理的であるもの</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(業務の代理又は事務の代行の認可の申請等)</p> <p>第五十一条の二 保険会社は、法第九十八条第二項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>一 理由書</p>
---	---

<p>二 法第九十八条第一項第一号に規定する業務の代理又は事務の代行（次項及び第四百四十一条の二において「業務代理等」という。）に係る業務又は事務の内容を記載した書面</p> <p>三 その他参考となるべき事項を記載した書面</p> <p>2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。</p> <p>一 業務代理等に関する十分な知識及び経験を有する役員又は使用人の確保の状況、当該業務代理等の運営に係る体制等に照らし、当該認可の申請をした保険会社が当該業務代理等を的確、公正かつ効率的に遂行することができるものと認められること。</p> <p>二 他<u>の保険会社（外国保険業者を含む。以下この条において同じ。）の業務代理等を行う場合には、当該業務代理等が保険会社相互の公正かつ自由な競争を阻害するおそれのないものであること。</u></p> <p>三 他<u>の保険会社の業務代理等を行う場合には、当該他の保険会社の業務の的確、公正かつ効率的な遂行に支障を及ぼすおそれのないものであること。</u></p> <p>（業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等） 第五十九条の二 法第百十一条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 保険会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項</p> <p>イ〜ハ（略）</p> <p>二 取締役及び監査役（委員会等設置会社等）<u>にあつては、取締役及び執行役（の氏名並びに役職名</u></p> <p>二〇五（略）</p>	<p>二 法第九十八条第一項第一号に規定する業務の代理又は事務の代行（次項及び第四百四十一条の二において「業務代理等」という。）に係る業務又は事務の内容を記載した書面</p> <p>三 その他参考となるべき事項を記載した書面</p> <p>2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。</p> <p>一 業務代理等に関する十分な知識及び経験を有する役員又は使用人の確保の状況、当該業務代理等の運営に係る体制等に照らし、当該認可の申請をした保険会社が当該業務代理等を的確、公正かつ効率的に遂行することができるものと認められること。</p> <p>二 当該業務代理等が保険会社（外国保険業者を含む。次号において同じ。）相互の公正かつ自由な競争を阻害するおそれのないものであること。</p> <p>三 当該業務代理等を行わせる保険会社の業務の的確、公正かつ効率的な遂行に支障を及ぼすおそれのないものであること。</p> <p>（業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等） 第五十九条の二 法第百十一条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 保険会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項</p> <p>イ〜ハ（略）</p> <p>二 取締役及び監査役（委員会等設置会社）<u>にあつては、取締役及び執行役（の氏名並びに役職名</u></p> <p>二〇五（略）</p>
<p>二 法第九十八条第一項第一号に規定する業務の代理又は事務の代行（次項及び第四百四十一条の二において「業務代理等」という。）に係る業務又は事務の内容を記載した書面</p> <p>三 その他参考となるべき事項を記載した書面</p> <p>2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。</p> <p>一 業務代理等に関する十分な知識及び経験を有する役員又は使用人の確保の状況、当該業務代理等の運営に係る体制等に照らし、当該認可の申請をした保険会社が当該業務代理等を的確、公正かつ効率的に遂行することができるものと認められること。</p> <p>二 他<u>の保険会社（外国保険業者を含む。以下この条において同じ。）の業務代理等を行う場合には、当該業務代理等が保険会社相互の公正かつ自由な競争を阻害するおそれのないものであること。</u></p> <p>三 他<u>の保険会社の業務代理等を行う場合には、当該他の保険会社の業務の的確、公正かつ効率的な遂行に支障を及ぼすおそれのないものであること。</u></p> <p>（業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等） 第五十九条の二 法第百十一条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 保険会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項</p> <p>イ〜ハ（略）</p> <p>二 取締役及び監査役（委員会等設置会社）<u>にあつては、取締役及び執行役（の氏名並びに役職名</u></p> <p>二〇五（略）</p>	<p>二 法第九十八条第一項第一号に規定する業務の代理又は事務の代行（次項及び第四百四十一条の二において「業務代理等」という。）に係る業務又は事務の内容を記載した書面</p> <p>三 その他参考となるべき事項を記載した書面</p> <p>2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。</p> <p>一 業務代理等に関する十分な知識及び経験を有する役員又は使用人の確保の状況、当該業務代理等の運営に係る体制等に照らし、当該認可の申請をした保険会社が当該業務代理等を的確、公正かつ効率的に遂行することができるものと認められること。</p> <p>二 当該業務代理等が保険会社（外国保険業者を含む。次号において同じ。）相互の公正かつ自由な競争を阻害するおそれのないものであること。</p> <p>三 当該業務代理等を行わせる保険会社の業務の的確、公正かつ効率的な遂行に支障を及ぼすおそれのないものであること。</p> <p>（業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等） 第五十九条の二 法第百十一条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 保険会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項</p> <p>イ〜ハ（略）</p> <p>二 取締役及び監査役（委員会等設置会社）<u>にあつては、取締役及び執行役（の氏名並びに役職名</u></p> <p>二〇五（略）</p>

<p>2 (略)</p> <p>(価格変動準備金の不積立て等に関する認可の申請等)</p> <p>第六十七条 保険会社は、法第百十五条第一項ただし書又は同条第二項ただし書の規定による認可を受けようとするときは、定時総会又は定時社員総会(総代会を設けているときは、定時総代会)の会日の八週間前までに、認可申請書に商法第百八十一条第一項第一号、第二号及び第四号(計算書類及びその附属明細書の作成)(法第五十九条第一項において準用する場合を含む。)若しくは商法特例法第二十一条の二十六第一項第一号、第二号及び第四号(計算書類の作成等)(法第五十二条の三第二項において準用する場合を含む。)に掲げる書類又はこれに準ずる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(事業方法書等に定めた事項の変更に係る届出)</p> <p>第八十三条 法第百二十三条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 損害保険会社の次に掲げる契約に係る法第四条第二項第三号及び第四号に掲げる書類に定めた事項並びに第八条第一項各号に掲げる事項及び同条第二項に規定する事項</p> <p>イ〜テ (略)</p> <p>(届出事項等)</p>	<p>2 (略)</p> <p>(価格変動準備金の不積立て等に関する認可の申請等)</p> <p>第六十七条 保険会社は、法第百十五条第一項ただし書又は同条第二項ただし書の規定による認可を受けようとするときは、定時総会又は定時社員総会(総代会を設けているときは、定時総代会)の会日の八週間前までに、認可申請書に商法第百八十一条第一項第一号、第二号及び第四号(計算書類及びその附属明細書の作成)(法第五十九条第一項において準用する場合を含む。)若しくは商法特例法第二十一条の二十六第一項第一号、第二号及び第四号(計算書類の作成等)(法第五十二条の三第二項において準用する場合を含む。)に掲げる書類又はこれに準ずる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(事業方法書等に定めた事項の変更に係る届出)</p> <p>第八十三条 法第百二十三条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 損害保険会社の次に掲げる契約に係る法第四条第二項第三号及び第四号に掲げる書類に定めた事項並びに第八条第一項各号に掲げる事項</p> <p>イ〜テ (略)</p> <p>(届出事項等)</p>
<p>2 (略)</p> <p>(価格変動準備金の不積立て等に関する認可の申請等)</p> <p>第六十七条 保険会社は、法第百十五条第一項ただし書又は同条第二項ただし書の規定による認可を受けようとするときは、定時総会又は定時社員総会(総代会を設けているときは、定時総代会)の会日の八週間前までに、認可申請書に商法第百八十一条第一項第一号、第二号及び第四号(計算書類及びその附属明細書の作成)(法第五十九条第一項において準用する場合を含む。)若しくは商法特例法第二十一条の二十六第一項第一号、第二号及び第四号(計算書類の作成等)(法第五十二条の三第二項において準用する場合を含む。)に掲げる書類又はこれに準ずる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(事業方法書等に定めた事項の変更に係る届出)</p> <p>第八十三条 法第百二十三条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 損害保険会社の次に掲げる契約に係る法第四条第二項第三号及び第四号に掲げる書類に定めた事項並びに第八条第一項各号に掲げる事項</p> <p>イ〜テ (略)</p> <p>(届出事項等)</p>	<p>2 (略)</p> <p>(価格変動準備金の不積立て等に関する認可の申請等)</p> <p>第六十七条 保険会社は、法第百十五条第一項ただし書又は同条第二項ただし書の規定による認可を受けようとするときは、定時総会又は定時社員総会(総代会を設けているときは、定時総代会)の会日の八週間前までに、認可申請書に商法第百八十一条第一項第一号、第二号及び第四号(計算書類及びその附属明細書の作成)(法第五十九条第一項において準用する場合を含む。)若しくは商法特例法第二十一条の二十六第一項第一号、第二号及び第四号(計算書類の作成等)(法第五十二条の三第二項において準用する場合を含む。)に掲げる書類又はこれに準ずる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(事業方法書等に定めた事項の変更に係る届出)</p> <p>第八十三条 法第百二十三条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 損害保険会社の次に掲げる契約に係る法第四条第二項第三号及び第四号に掲げる書類に定めた事項並びに第八条第一項各号に掲げる事項</p> <p>イ〜テ (略)</p> <p>(届出事項等)</p>

<p>第八十五条 法第二百二十七条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 保険会社を代表する取締役、保険会社の常務に従事する取締役又は監査役(委員会等設置会社にあつては代表執行役、執行役又は商法特例法第二十一条の八第七項(委員会の権限等)に規定する監査委員、委員会等設置相互会社にあつては代表執行役、執行役又は法第五十二条の三第二項において準用する商法特例法第二十一条の八第七項に規定する監査委員)の就任又は退任があつた場合</p> <p>二の二(略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第一項第九号に該当するときの届出は、定時総会又は定時社員総会(総代会を設けているときは、定時総代会)の会日の八週間前までに、商法第二百八十一条第一項第一号、第二号及び第四号(計算書類及びその附属明細書の作成)(法第五十九条第一項において準用する場合を含む。)又は商法特例法第二十一条の二十六第一項第一号、第二号及び第四号(計算書類の作成等)(法第五十二条の三第二項において準用する場合を含む。)に掲げる書類に掲げる書類を添付して行うものとする。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>(法第九十九条において準用する法第九十七条の二第一項に規定する資産の運用額の制限)</p> <p>第四百十条 法第九十九条において準用する法第九十七条の二第一</p>	<p>第八十五条 法第二百二十七条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 保険会社を代表する取締役、保険会社の常務に従事する取締役又は監査役(委員会等設置会社にあつては、代表執行役、執行役又は商法特例法第二十一条の八第七項に規定する監査委員)の就任又は退任があつた場合</p> <p>二の二(略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第一項第九号に該当するときの届出は、定時総会又は定時社員総会(総代会を設けているときは、定時総代会)の会日の八週間前までに、商法第二百八十一条第一項第一号、第二号及び第四号(計算書類及びその附属明細書の作成)(法第五十九条第一項において準用する場合を含む。)又は商法特例法第二十一条の二十六第一項第一号、第二号及び第四号(計算書類の作成等)に掲げる書類に掲げる書類を添付して行うものとする。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>(法第九十九条において準用する法第九十七条の二第一項に規定する資産の運用額の制限)</p> <p>第四百十条 法第九十九条において準用する法第九十七条の二第一</p>
<p>第八十五条 法第二百二十七条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 保険会社を代表する取締役、保険会社の常務に従事する取締役又は監査役(委員会等設置会社にあつては、代表執行役、執行役又は商法特例法第二十一条の八第七項に規定する監査委員)の就任又は退任があつた場合</p> <p>二の二(略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第一項第九号に該当するときの届出は、定時総会又は定時社員総会(総代会を設けているときは、定時総代会)の会日の八週間前までに、商法第二百八十一条第一項第一号、第二号及び第四号(計算書類及びその附属明細書の作成)(法第五十九条第一項において準用する場合を含む。)又は商法特例法第二十一条の二十六第一項第一号、第二号及び第四号(計算書類の作成等)に掲げる書類に掲げる書類を添付して行うものとする。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>(法第九十九条において準用する法第九十七条の二第一項に規定する資産の運用額の制限)</p> <p>第四百十条 法第九十九条において準用する法第九十七条の二第一</p>	<p>第八十五条 法第二百二十七条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 保険会社を代表する取締役、保険会社の常務に従事する取締役又は監査役(委員会等設置会社にあつては、代表執行役、執行役又は商法特例法第二十一条の八第七項に規定する監査委員)の就任又は退任があつた場合</p> <p>二の二(略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第一項第九号に該当するときの届出は、定時総会又は定時社員総会(総代会を設けているときは、定時総代会)の会日の八週間前までに、商法第二百八十一条第一項第一号、第二号及び第四号(計算書類及びその附属明細書の作成)(法第五十九条第一項において準用する場合を含む。)又は商法特例法第二十一条の二十六第一項第一号、第二号及び第四号(計算書類の作成等)に掲げる書類に掲げる書類を添付して行うものとする。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>(法第九十九条において準用する法第九十七条の二第一項に規定する資産の運用額の制限)</p> <p>第四百十条 法第九十九条において準用する法第九十七条の二第一</p>

項に規定する内閣府令で定める資産は、日本における総資産（特別勘定又は積立勘定を設ける場合においては、当該特別勘定又は積立勘定に属するものとして経理された資産を除く。以下この条及び第百四十条の三において同じ。）のうち次に掲げる資産とする。

一 国内株式（保険金等の額を外国通貨をもって表示する保険契約に係る資産にあつては、当該資産のうち当該外国通貨をもって表示する株式）（第四十七条第六号の二に掲げる出資を含む。）

二（略）

三 外貨建資産（保険金等の額を外国通貨をもって表示する保険契約に係る資産にあつては、当該資産のうち当該外国通貨以外の通貨建資産）（先物外国為替取引に係る契約等により円換算額、保険金等の額を外国通貨をもって表示する保険契約に係る資産にあつては、当該外国通貨換算額）が確定しているものを除く。）

四・五（略）

2（略）

3 前二項の規定にかかわらず、積立勘定を設ける場合においては、当該積立勘定に属するものとして経理された資産（以下この条及び第百四十条の三において「積立勘定資産」という。）のうち、次の各号に掲げる資産にあつては、積立勘定資産の総額（その他有価証券にあつては、貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を上回る場合には帳簿価額の合計額とする。第百四十条の三第二項において同じ。）にそれぞれ当該各号に定める割合（金融庁長官が定める資産にあつては、金融庁長官が定める割合）を乗じて計算した額とする。ただし、金融庁長官の承認を受けた場合はこの限りでない。

一 国内株式（保険金等の額を外国通貨をもって表示する保険契約

項に規定する内閣府令で定める資産は、日本における総資産（特別勘定又は積立勘定を設ける場合においては、当該特別勘定又は積立勘定に属するものとして経理された資産を除く。以下この条及び第百四十条の三において同じ。）のうち次に掲げる資産とする。

一 国内株式（第四十七条第六号の二に掲げる出資を含む。）

二（略）

三 外貨建資産（先物外国為替取引に係る契約等により円換算額が確定しているものを除く。）

四・五（略）

2（略）

3 前二項の規定にかかわらず、積立勘定を設ける場合においては、当該積立勘定に属するものとして経理された資産（以下この条及び第百四十条の三において「積立勘定資産」という。）のうち、次の各号に掲げる資産にあつては、積立勘定資産の総額（その他有価証券にあつては、貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を上回る場合には帳簿価額の合計額とする。第百四十条の三第二項において同じ。）にそれぞれ当該各号に定める割合（金融庁長官が定める資産にあつては、金融庁長官が定める割合）を乗じて計算した額とする。ただし、金融庁長官の承認を受けた場合はこの限りでない。

一 国内株式（保険金等の額を外国通貨をもって表示する保険契約

に係る積立勘定資産にあつては、当該資産のうち当該外国通貨をもつて表示する株式）（第四十七条第六号の二に掲げる出資を含む。） 百分の三十

二 外貨建資産（保険金等の額を外国通貨をもつて表示する保険契約に係る積立勘定資産にあつては、当該資産のうち当該外国通貨以外の通貨建資産）（先物外国為替取引に係る契約等により円換算額（保険金等の額を外国通貨をもつて表示する保険契約に係る積立勘定資産にあつては、当該外国通貨換算額）が確定しているものを除く。） 百分の三十

4・5（略）

（外国保険会社等が行うことのできる業務の代理又は事務の代行）
第四百一条 法第九十九条において準用する法第九十八条第一項第一号に規定する内閣府令で定める業務の代理又は事務の代行は、次に掲げるものとする。

一 第五十一条第一号に掲げる事務の代行

二 他の保険会社（外国保険業者を含む。）の保険契約の締結の代理（媒介を含む。）、損害査定代理その他の保険業に係る業務の代理であつて、外国保険会社等が行うことが日本における保険契約者等の利便の増進等の観点から合理的であるもの

三 他の保険会社（外国保険業者を含む。）その他金融業を行う者の資金の貸付けの代理又は資金の貸付けに係る事務の代行

四 投資顧問業者の投資顧問業及び投資一任契約に係る業務に関する書面又は報告書の授受の事務の代行

に係る積立勘定資産にあつては、当該資産のうち当該外国通貨をもつて表示する株式） 百分の三十

二 外貨建資産（保険金等の額を外国通貨をもつて表示する保険契約に係る積立勘定資産にあつては、当該資産のうち外国通貨以外の通貨建資産） 百分の三十

4・5（略）

（外国保険会社等が行うことのできる業務の代理又は事務の代行）
第四百一条 法第九十九条において準用する法第九十八条第一項第一号に規定する内閣府令で定める業務の代理又は事務の代行は、次に掲げるものとする。

一 第五十一条第一号に掲げる事務の代行

二 保険契約の締結の代理（媒介を含む。）、損害査定代理その他の保険業に係る業務の代理であつて、外国保険会社等が行うことが日本における保険契約者等の利便の増進等の観点から合理的であるもの

（新設）

（新設）

<p>(業務の代理又は事務の代行の認可の申請等)</p> <p>第四百十一条の二 外国保険会社等は、法第九十九条において準用する法第九十八条第二項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならぬ。</p> <p>一 理由書</p> <p>二 業務代理等に係る業務又は事務の内容を記載した書面</p> <p>三 その他参考となるべき事項を記載した書面</p> <p>2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。</p> <p>一 業務代理等に関する十分な知識及び経験を有する役員又は従業員の確保の状況、当該業務代理等の運営に係る体制等に照らし、当該認可の申請をした外国保険会社等が当該業務代理等を的確、公正かつ効率的に遂行することができるものと認められること。</p> <p>二 他の保険会社(外国保険業者を含む。以下この条において同じ。)の業務代理等を行う場合には、当該業務代理等が保険会社相互の公正かつ自由な競争を阻害するおそれのないものであること。</p> <p>三 他の保険会社の業務代理等を行う場合には、当該他の保険会社の業務の的確、公正かつ効率的な遂行に支障を及ぼすおそれのないものであること。</p> <p>(事業方法書等に定めた事項の変更に係る届出)</p> <p>第六百六十四条 法第二百七条において準用する法第二百三十三条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>(業務の代理又は事務の代行の認可の申請等)</p> <p>第四百十一条の二 外国保険会社等は、法第九十九条において準用する法第九十八条第二項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならぬ。</p> <p>一 理由書</p> <p>二 業務代理等に係る業務又は事務の内容を記載した書面</p> <p>三 その他参考となるべき事項を記載した書面</p> <p>2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。</p> <p>一 業務代理等に関する十分な知識及び経験を有する役員又は従業員の確保の状況、当該業務代理等の運営に係る体制等に照らし、当該認可の申請をした外国保険会社等が当該業務代理等を的確、公正かつ効率的に遂行することができるものと認められること。</p> <p>二 当該業務代理等が保険会社(外国保険業者を含む。次号において同じ。)相互の公正かつ自由な競争を阻害するおそれのないものであること。</p> <p>三 当該業務代理等を行わせる保険会社の業務の的確、公正かつ効率的な遂行に支障を及ぼすおそれのないものであること。</p> <p>(事業方法書等に定めた事項の変更に係る届出)</p> <p>第六百六十四条 法第二百七条において準用する法第二百三十三条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一・二 (略)</p>
---	--

三 外国損害保険会社等の次に掲げる契約に係る法第百八十七条第三項第三号及び第四号に掲げる書類に定めた事項並びに第二百一十条第一項各号に掲げる事項及び同条第二項に規定する事項
イ～テ (略)

(事業方法書等に定めた事項の変更に関する届出)

第百八十九条 法第二百二十五条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる契約に係る法第二百二十条第三項第三号及び第四号に掲げる書類に定める事項並びに第百八十二条第一項各号に掲げる事項及び同条第二項に規定する事項とする。

一～三十五 (略)

(総代理店の届出事項等)

第百九十五条 法第二百二十九条に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～三 (略)

四 取締役及び監査役(委員会等設置会社等)にあつては、取締役及び執行役)の経歴

五～七 (略)

(保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者になるうとする場合の認可の申請等)

第二百九条 法第二百七十一条の十第一項各号に掲げる取引又は行為により一の保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者になるうとする会社その他の法人は、同項の規定による認可を受

三 外国損害保険会社等の次に掲げる契約に係る法第百八十七条第三項第三号及び第四号に掲げる書類に定めた事項並びに第二百一十条第一項各号に掲げる事項
イ～テ (略)

(事業方法書等に定めた事項の変更に関する届出)

第百八十九条 法第二百二十五条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる契約に係る法第二百二十条第三項第三号及び第四号に掲げる書類に定める事項並びに第百八十二条第一項各号に掲げる事項とする。

一～三十五 (略)

(総代理店の届出事項等)

第百九十五条 法第二百二十九条に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～三 (略)

四 取締役及び監査役(委員会等設置会社)にあつては、取締役及び執行役)の経歴

五～七 (略)

(保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者になるうとする場合の認可の申請等)

第二百九条 法第二百七十一条の十第一項各号に掲げる取引又は行為により一の保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者になるうとする会社その他の法人は、同項の規定による認可を受

<p>けようとするとときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 当該法人に関する次に掲げる書類(当該法人が外国の法人であること等の理由により次に掲げる書類の一部がない場合は、当該書類に相当する書類)</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 取締役及び監査役(委員会等設置会社等)にあつては、取締役及び執行役)の履歴書</p> <p>ニール (略)</p> <p>三五六 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 一の保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する会社その他の法人の設立をしようとする者は、法第二百七十一条の十第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 当該認可を受けて設立される会社その他の法人(以下この項において「設立法人」という。)に関する次に掲げる書類(当該設立法人が外国の法人であること等の理由により次に掲げる書類の一部がない場合は、当該書類に相当する書類)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 取締役及び監査役(委員会等設置会社等)にあつては、取締役及び執行役)の履歴書</p> <p>ハ又 (略)</p>	<p>けようとするとときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 当該法人に関する次に掲げる書類(当該法人が外国の法人であること等の理由により次に掲げる書類の一部がない場合は、当該書類に相当する書類)</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 取締役及び監査役(委員会等設置会社)にあつては、取締役及び執行役)の履歴書</p> <p>ニール (略)</p> <p>三五六 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 一の保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する会社その他の法人の設立をしようとする者は、法第二百七十一条の十第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 当該認可を受けて設立される会社その他の法人(以下この項において「設立法人」という。)に関する次に掲げる書類(当該設立法人が外国の法人であること等の理由により次に掲げる書類の一部がない場合は、当該書類に相当する書類)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 取締役及び監査役(委員会等設置会社)にあつては、取締役及び執行役)の履歴書</p> <p>ハ又 (略)</p>
<p>けようとするとときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 当該法人に関する次に掲げる書類(当該法人が外国の法人であること等の理由により次に掲げる書類の一部がない場合は、当該書類に相当する書類)</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 取締役及び監査役(委員会等設置会社)にあつては、取締役及び執行役)の履歴書</p> <p>ニール (略)</p> <p>三五六 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 一の保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する会社その他の法人の設立をしようとする者は、法第二百七十一条の十第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 当該認可を受けて設立される会社その他の法人(以下この項において「設立法人」という。)に関する次に掲げる書類(当該設立法人が外国の法人であること等の理由により次に掲げる書類の一部がない場合は、当該書類に相当する書類)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 取締役及び監査役(委員会等設置会社)にあつては、取締役及び執行役)の履歴書</p> <p>ハ又 (略)</p>	<p>けようとするとときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 当該法人に関する次に掲げる書類(当該法人が外国の法人であること等の理由により次に掲げる書類の一部がない場合は、当該書類に相当する書類)</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 取締役及び監査役(委員会等設置会社)にあつては、取締役及び執行役)の履歴書</p> <p>ニール (略)</p> <p>三五六 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 一の保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する会社その他の法人の設立をしようとする者は、法第二百七十一条の十第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 当該認可を受けて設立される会社その他の法人(以下この項において「設立法人」という。)に関する次に掲げる書類(当該設立法人が外国の法人であること等の理由により次に掲げる書類の一部がない場合は、当該書類に相当する書類)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 取締役及び監査役(委員会等設置会社)にあつては、取締役及び執行役)の履歴書</p> <p>ハ又 (略)</p>

<p>三了六 (略)</p> <p>4了6 (略)</p> <p>(生命保険募集人又は損害保険代理店の原簿の記載事項)</p> <p>第二百十六条 所属保険会社は、当該所属保険会社に係る生命保険募集人又は損害保険代理店に関し、法第二百八十五条第一項の原簿(以下この条において「原簿」という。)に、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 商号若しくは名称又は氏名及び生年月日</p> <p>二・三 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(標準処理期間)</p> <p>第二百四十六条 内閣総理大臣、金融庁長官又は財務局長若しくは福岡財務支局長は、法、令又はこの府令の規定による次の各号に掲げる免許、認可又は承認に関する申請(予備審査に係るものを除く。)がその事務所に到達したときは、当該各号に定める期間内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 法第八条第二項の規定による取締役(委員会等設置会社等)にあつては、執行役)の兼職の認可 三十日</p> <p>三了二十三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>別紙様式第十六号(第二百二十二条関係)</p>	<p>三了六 (略)</p> <p>4了6 (略)</p> <p>(生命保険募集人又は損害保険代理店の原簿の記載事項)</p> <p>第二百十六条 所属保険会社は、当該所属保険会社に係る生命保険募集人又は損害保険代理店に関し、法第二百八十五条第一項の原簿(以下この条において「原簿」という。)に、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 商号、名称又は氏名及び住所</p> <p>二・三 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(標準処理期間)</p> <p>第二百四十六条 内閣総理大臣、金融庁長官又は財務局長若しくは福岡財務支局長は、法、令又はこの府令の規定による次の各号に掲げる免許、認可又は承認に関する申請(予備審査に係るものを除く。)がその事務所に到達したときは、当該各号に定める期間内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 法第八条第二項の規定による取締役(委員会等設置会社)にあつては、執行役)の兼職の認可 三十日</p> <p>三了二十三 (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>三了六 (略)</p> <p>4了6 (略)</p> <p>(生命保険募集人又は損害保険代理店の原簿の記載事項)</p> <p>第二百十六条 所属保険会社は、当該所属保険会社に係る生命保険募集人又は損害保険代理店に関し、法第二百八十五条第一項の原簿(以下この条において「原簿」という。)に、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 商号、名称又は氏名及び住所</p> <p>二・三 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(標準処理期間)</p> <p>第二百四十六条 内閣総理大臣、金融庁長官又は財務局長若しくは福岡財務支局長は、法、令又はこの府令の規定による次の各号に掲げる免許、認可又は承認に関する申請(予備審査に係るものを除く。)がその事務所に到達したときは、当該各号に定める期間内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 法第八条第二項の規定による取締役(委員会等設置会社)にあつては、執行役)の兼職の認可 三十日</p> <p>三了二十三 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>三了六 (略)</p> <p>4了6 (略)</p> <p>(生命保険募集人又は損害保険代理店の原簿の記載事項)</p> <p>第二百十六条 所属保険会社は、当該所属保険会社に係る生命保険募集人又は損害保険代理店に関し、法第二百八十五条第一項の原簿(以下この条において「原簿」という。)に、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 商号、名称又は氏名及び住所</p> <p>二・三 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(標準処理期間)</p> <p>第二百四十六条 内閣総理大臣、金融庁長官又は財務局長若しくは福岡財務支局長は、法、令又はこの府令の規定による次の各号に掲げる免許、認可又は承認に関する申請(予備審査に係るものを除く。)がその事務所に到達したときは、当該各号に定める期間内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 法第八条第二項の規定による取締役(委員会等設置会社)にあつては、執行役)の兼職の認可 三十日</p> <p>三了二十三 (略)</p> <p>2 (略)</p>

<p>(別紙) 別紙様式第二十五号(第二百三十六条関係) (別紙)</p>	<p>(略) (略)</p>
---	--------------------

保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令 附則(案)

(生命保険募集人及び損害保険代理店の原簿の記載事項の変更に伴う経過措置)

第 条 生年月日未登録者(保険業法の一部を改正する法律(平成十五年法律第三十九号。以下「改正法」という。)) 附則第五条第一項に規定する生年月日未登録者をいう。以下同じ。) についての保険業法第二百八十五条第一項の原簿(次項において「原簿」という。)) の記載事項については、なお従前の例による。

2 生年月日未登録者が改正法附則第五条第二項又は第三項の届出をした場合においては、前項の規定にかかわらず、当該届出後の当該届出をした者についての原簿の記載事項については、この府令による改正後の保険業法施行規則(以下「新規則」という。)) の規定を適用する。

(生命保険募集人及び損害保険代理店の登録申請書並びに損害保険代理店及び保険仲立人の役員又は使用人の届出書の様式の変更に伴う経過措置)

第 条 別紙様式第十六号及び別紙様式第二十五号の改正規定の施行の際現にあるこの府令による改正前の保険業法施行規則別紙様式第十六号及び別紙様式第二十五号による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(生命保険募集人及び損害保険代理店の登録事項並びに損害保険代理店及び保険仲立人の役員又は使用人の届出事項の変更に伴う経過措置)

第 条 改正法附則第五条第三項の規定による届出をしようとする者は、新規別紙様式第十八号(改正法附則第五条第四項の規定による所属保険会社を代理人とする届出にあつては、別紙様式第十八号又はこれに代わる様式)により作成した登録事項変更届出書を金融庁長官(保険業法施行令の一部を改正する政令(平成十五年政令第 号。以下「改正令」という。)) 附則第 条第一項の規定により財務局長又は福岡財務支局長に金融庁長官の権限を行わせる場合において、当該財務局長又は福岡財務支局長)に提出しなければならない。

2 損害保険代理店又は保険仲立人は、改正法附則第六条第三項の規定による届出をしようとするときは、新規別紙様式第二十五号により作成した届出書を金融庁長官(改正令附則第 条第一項又は第二項の規定により財務局長又は福岡財務支局長に金融庁長官の権限を行わせる場合においては、当該財務局長又は福岡財務支局長)に提出しなければならない。

収入印紙貼付欄

年 月 日

財務（支）局長 殿

商号又は名称
氏 名
（法人等の場合は、代表者
又は管理人の氏名）
法定代理人氏名
（申請者が未成年者の場
合記入）

印

印

登 録 申 請 書
（生命保険募集人）

保険業法第277条第1項の規定により、同法第276条の生命保険募集人の登録を申請します。

登 録	年 月 日	第 号		所属保険会社の商号、 名称又は氏名
(ふりがな) 商号・名称 又は氏名				
(ふりがな) 代表者又は 管理人の氏 名（法人等 の場合）				
生年月日	年 月 日	性 別	男 ・ 女	
事務所の名 称				他に業務を行っている場 合はその業務の種類
事務所の所 在 地				
所属代理店 等の商号等				
備 考				抹 消 (年 月 日)
				受 付
				事 由

（記載上の注意）

1. 欄は、記載しないこと。
2. 代理申請の場合は、所属保険会社の商号等にその旨を記載すること。
3. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

収入印紙貼付欄

年 月 日

財務（支）局長 殿

商号又は名称
氏 名
（法人等の場合は、代表者
又は管理人の氏名）
法定代理人氏名
（申請者が未成年者の場
合記入）

印

印

登 録 申 請 書
（損害保険代理店）

保険業法第277条第1項の規定により、同法第276条の損害保険代理店の登録を申請します。

登 録	年 月 日		代理申請		
	第	号	会社名		
(ふりがな) 商号・名称 又は氏名			(ふりがな) 代表者又は 管理人の氏 名(法人等 の場合)		
			生年月日		
事務所の名 称、所在地	名 称		所 在 地		
他に業務を 行っている 場合はその 業務の種類					
所属保険会 社の商号、 名称又は 氏 名					
備 考				抹 消 (年月日)	受 付
				事由	

（記載上の注意）

1. 欄は、記載しないこと。
2. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

財務（支）局長 殿

年 月 日

登 録 番 号 第 号

商 号 又 は 名 称

氏 名 印

（法人等の場合は、代表者
又は管理人の氏名）

保険募集に従事する役員・使用人に係る届出書

（損害保険代理店）

保険業法第302条の規定により下記のとおり届け出ます。なお、保険業法第279条第1項第1号から第5号まで、第7号、第8号（同項第6号に係る部分を除く。）、第9号（同項第6号に係る部分を除く。）、第10号又は第11号のいずれにも該当しておりません。

記

氏 名	生 年 月 日	事由発生 年 月 日	事 由 (該 当 に 印)	備 考
			新規・追加 廃止・改姓	

（記載上の注意）

記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

財務（支）局長 殿

年 月 日

登 録 番 号 (郵便番号 -) 第 号

住 所

電話番号 () -

商 号 又 は 名 称
氏 名
(法人等の場合は、代表者
又 は 管 理 人 の 氏 名)

印

保険募集に従事する役員・使用人に係る届出書

(保険仲立人)

保険業法第302条の規定により下記のとおり届け出ます。なお、保険業法第289条第1項第1号から第5号まで、第7号、第8号（同項第6号に係る部分を除く。）、第9号（同項第6号に係る部分を除く。）、第10号のいずれにも該当していません。

記

氏 名	生 年 月 日	事由発生 年 月 日	事 由 (該 当 に 印)	備 考
			新規・追加 廃止・改姓	

(記載上の注意)

記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。